

〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省
自動車局貨物課 御中

令和2年9月23日

〒814-0001
福岡市早良区百道浜2-4-27
福岡A Iビル2階
小杉法律事務所（福岡県弁護士会所属）
弁護士 小杉 晴 洋
（事務連絡ご連絡先）
〒810-0004
福岡市中央区渡辺通4-10-10
紙与天神ビル6階
弁護士法人サリュ福岡事務所
TEL:092-791-1783 FAX:092-791-1784
主任事務 横山 健太

法令適用事前確認手続による照会

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

いつもお世話になっております。

さて、この度は、貴庁自動車局貨物課長様宛に、法令適用事前確認手続による照会を行わせていただきたく、下記のとおり照会書を送付させていただきます。

書類不備や補正事項等ございましたら、当職もしくは事務局宛にご連絡いただけますと幸いです。

お忙しいところお手数おかけいたしますが、何卒、ご高配のほどよろしくお願い致します。

敬具

記

・法令適用事前確認手続（照会書） 1通

以上

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和2年9月23日

国土交通省自動車局貨物課長 殿

照会者名 弁護士 小 杉 晴 洋

住所 福岡市早良区百道浜2-4-27 福岡AIビル2階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

現在、A社は、取引先（委託者・小売業者）からの委託を受け、生産者（農家）が値段設定した生産物をA社の倉庫に持参してもらい、A社の倉庫に保管し、A社が検品・伝票確認を行うという保管・検品業務を行っている。取引先は、生産者の商品を売れば、売上の85%を生産者に還元し、売上の10%を取引先が受け取り、売上の5%をA社が取得するという委託料の分配を行っている。

今般、生産者の高齢化や地方化が進んでいること、また、A社と5km～80kmの距離がある生産者の方が増えていることから、A社社員が生産者の方の倉庫に赴き、商品の荷積を生産者とともにいき、A社の倉庫に運送し保管する業務を行うことを検討している（以下「本件運送行為1」という。）。生産者がA社倉庫に直接持参することも従来のとおり可能とするが、本件運送行為1をA社が行うとなると、9割以上の生産者が本件運送行為1を願い出ることが想定される。

また、生産者のA社に取引先まで運送してほしいという要望及び取引先からの要望により、従来取引先の運送業者が行っていた、A社にて保管・検品した商品を取引先まで運送する業務を、A社が行うことも検討している（以下「本件運送行為2」という。）。

なお、A社の本件運送行為1及び本件運送行為2は、生産者の利便性向上及び生産性向上のため並びに保管検品後の商品を迅速に消費者に届け生産の需要を高めるために行うものであることから、売上の85%を生産者、10%を取引先、5%をA社という分配比率は変えない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

本件運送行為1及び本件運送行為2ともに、貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」には該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

(2) 根拠

ア 一般貨物自動車運送事業該当性の要件

国土交通省自動車局貨物課長の令和元年11月12日付弁護士三木亨及び弁護士里貴之宛「法令適用事前確認手続 回答書」において、貨物自動車運送事業の許可等が必要になる場

合とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業」をいうとされており、また、「運送行為が自己の生業と密接不可分な行為で当該業務に付随して行われる場合であって、運送する距離又は運送行為の有無に応じて業務委託費が変わらないなど、名目の如何を問わず実質的に運送に対する対価の支払いを受けていない場合などについては、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象とならない場合がある」とされている。

以下、本件についてみる。

イ 密接不可分性及び業務付随性

まず、A社の生業は、商品の保管・検品業務であるが、そもそも同業務は、商品である農業生産物が倉庫に運び込まれないと、行えないものである。すなわち、商品の保管・検品業務は、倉庫に商品が来てはじめて行うことのできる業務であり、商品を倉庫に運び込む一切の業務は、保管・検品作業に密接不可分かつ付随する業務である。生産者の高齢化が進んでいることや、農業生産者が郊外に生産拠点を構えている実情からすると、A社社員が商品の保管・検品業務を行う一環として、生産者の生産拠点に赴き商品を運送する本件運送行為1は、A社の生業に密接不可分及び業務付随性を有する業務であるといえる。

また、A社で保管・検品した作業を、取引先に運送する行為も、保管・検品しただけでは農業生産物が消費者の手に行き渡らないという意味で、保管・検品に密接不可分かつ付随する行為である。形式的には、倉庫から取引先への商品の運送は、小売店の販売業務に付随する行為であるが、小売店目線で主たる業務を商品の販売とみるか、保管・検品業者目線で主たる業務を保管・検品作業とみるかはさておき、いずれにしても本件運送行為2は独立した運送業務ではなく、A社の業務に付随する業務である。

以上より、本件運送行為1も、本件運送行為2も、A社の保管・検品作業と密接不可分かつ業務付随性を有する行為である。

ウ 実質対価性

A社は、生産者の生産物を保管し、検品を行うことによって、1商品の売上の5%という形で、業務委託料を得ている。

本件運送行為1について、生産者の生産拠点が、A社から2～3km程度の生産者もいれば、最長で80km離れた生産者もいるところ、距離に応じて業務委託費は変わらないし、そもそも運送を要するか否かで業務委託料は変わらない。生産者が倉庫に直接生産物を持参しても、本件運送行為1を用いても、業務委託料は変わらない。

また、本件運送行為2について、取引先（委託者。小売業者）は、A社から数kmの店舗もある一方で50km離れている店舗もあるが、距離によって業務委託料は変わらない。A社が取引先にA社の自動車運送しようが、A社従業員の自家用車で運送しようが、二輪車で運送しようが、業務委託料は、変わらない。

エ 結論

以上のとおり、本件運送行為1及び本件運送行為2は、A社の商品の保管・検品業務に密接不可分かつ業務付随性を有する行為であり、何より運送業務に対する対価性を有しないのであるから、貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

福岡市早良区百道浜2-4-27 福岡AIビル2階

小杉法律事務所

弁護士 小杉 晴 洋

TEL：092-407-6817

FAX：092-407-6818